

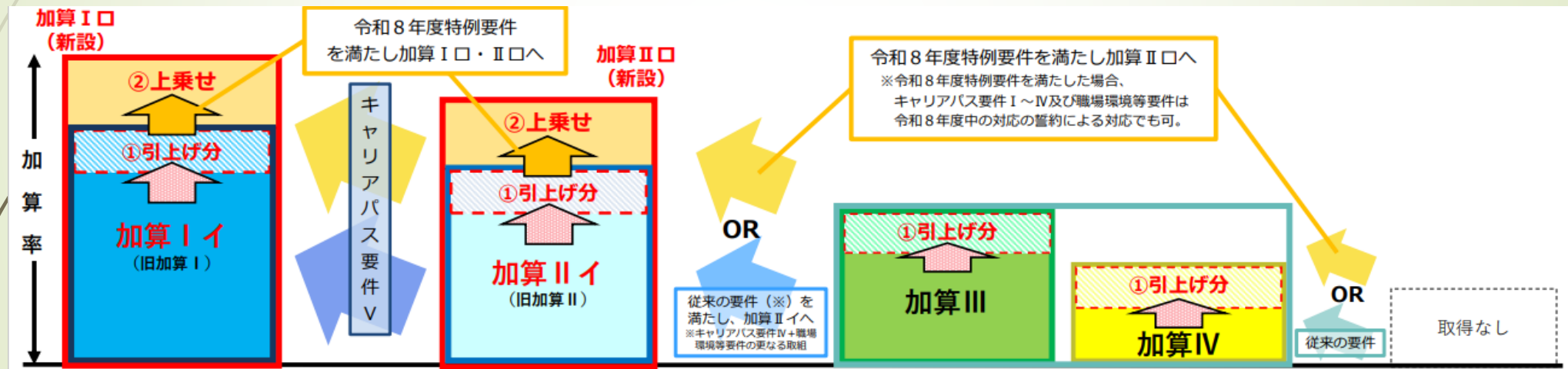
令和8年度介護報酬改定の概要

介護予防・日常生活支援総合事業 編
(訪問型サービス・通所型サービス)

1 介護報酬改定の概要（1）

介護職員等処遇改善加算の拡充

- 介護職員のみならず、介護従事者を加算の対象とし、加算率等を引き上げ。
- 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せ加算区分を創設。



1 介護報酬改定の概要（2）

介護職員等処遇改善加算の取得要件（第253回社会保障審議会介護給付費分科会資料から）

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組
------------------	--------------

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は 令和8年度中の対応の誓約で可。	加算Ⅰ・Ⅱを取得した 事業者の介護職員分の 加算率を上乗せ
--	--

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。
 ※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
 ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
 イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

2 指定相当訪問型サービス [A2]

介護職員等処遇改善加算の算定区分・加算率

〈令和8年5月まで〉

算定区分	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
加算率	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%



〈令和8年6月以降〉

算定区分	(Ⅰ)イ	(Ⅰ)ロ	(Ⅱ)イ	(Ⅱ)ロ	(Ⅲ)	(Ⅳ)
加算率	27%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17%

2 指定生活援助サービス [A3]

介護職員等処遇改善加算の算定区分・算定単位数

〈令和8年5月まで〉

算定区分	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
算定単位数	55点	51点	41点	32点
(初回加算分)	49点	45点	36点	29点



〈令和8年6月以降〉

算定区分	(Ⅰ)イ	(Ⅰ)ロ	(Ⅱ)イ	(Ⅱ)ロ	(Ⅲ)	(Ⅳ)
算定単位数	61点	65点	56点	60点	47点	38点
(初回加算分)	54点	57点	50点	53点	41点	34点

※各算定区分の単位数が、指定生活援助サービスの基本報酬（226点）に指定相当訪問型サービスの介護職員等処遇改善加算の各算定区分の加算率を掛け合わせることで算出している（小数点以下四捨五入）。

〈例〉令和8年6月以降の算定区分(Ⅰ)イの場合 $226点 \times 270 / 1000 = 61.02 \Rightarrow$ **61点**

2 指定相当通所型サービス [A6]

介護職員等処遇改善加算の算定区分・加算率

〈令和8年5月まで〉

算定区分	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
加算率	9.2%	9%	8%	6.4%



〈令和8年6月以降〉

算定区分	(Ⅰ)イ	(Ⅰ)ロ	(Ⅱ)イ	(Ⅱ)ロ	(Ⅲ)	(Ⅳ)
加算率 (利用定員19人以上)	11.1%	12%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
加算率 (利用定員19人未満)	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%

2 指定運動器機能向上サービス [A7]

介護職員等処遇改善加算の算定区分・算定単位数

〈令和8年5月まで〉

算定区分	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
算定単位数	32点	28点	23点



〈令和8年6月以降〉

算定区分	(Ⅱ)イ	(Ⅱ)ロ	(Ⅲ)	(Ⅳ)
算定単位数 (利用定員19人以上)	39点	42点	35点	30点
算定単位数 (利用定員19人未満)	41点	45点	37点	32点

※算定区分(Ⅰ)については、本体施設における他の加算の取得を算定要件とする解釈が示されていないため設定していない。

※各算定区分の単位数が、指定運動器機能向上サービスの基本報酬(356点)に指定相当通所型サービスの介護職員等処遇改善加算の各算定区分の加算率を掛け合わせるにより算出している(小数点以下四捨五入)。

〈例〉令和8年6月以降の加算区分(Ⅱ)イ(利用定員19人以上)の場合 $356点 \times 109 / 1000 = 38.804 \Rightarrow 39点$